

◇利用にあたって

■調査の概要

1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査の対象

次に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業を対象としている。

- 国・地方公共団体の事業所
- 日本標準産業分類大分類A―農業、林業に属する個人経営の事業所
- 日本標準産業分類大分類B―漁業に属する個人経営の事業所
- 日本標準産業分類大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792―家事サービス業に属する事業所
- 日本標準産業分類大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96―外国公務に属する事業所

4 調査期日

平成28年6月1日

■用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

調査日（平成28年6月1日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

■利用上の注意

- 1 この統計表の数値は、愛媛県が公表している西条市分の一部である。
- 2 本調査結果は、「工業統計調査」と時系列比較を行うために、「平成28年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち製造事業所について集計したものである。
- 3 統計表中、従業者数の計欄は、常用雇用者と個人事業主・無給家族従業者の合計から別経営の事業所へ出向または派遣している人を除いた数値である。
- 4 製造品出荷額等の経理事項については、消費税込みの額である。

5 統計表中の符号

「ー」：皆無又は該当数値なし

「0」：表示単位に満たない数字

「X」：1又は2の事業所に関する秘匿数値であり、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。

「△」：マイナスの数値

6 産業分類名の略称は次のとおりです。

中分類番号	産業中分類	略 称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷・同関連
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他